

議第三号

徳島県議会基本条例の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び徳島県議会会議規則第十四条第一項の規定により提出する。

平成二十七年十月九日

提出者 全議員

徳島県議会議長 川端正義 殿

徳島県議会基本条例の一部を改正する条例

徳島県議会基本条例（平成二十五年徳島県条例第一号）の一部を次のように改正する。  
第九条第一項中「議員は、」を「会派は、議員の」に改め、同条第二項中「議員」を「  
会派及び議員」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

提案理由

政務活動費の適正な執行及び使途の透明性の確保を図るため、政務活動費の交付対象を  
改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。